

廃棄物処理法の運用に関するよくある質問（Q & A）

～排出事業者からよくあるQ & A～

Q 1：産業廃棄物を処理したい場合、どこに頼めばよいか？

A 1：環境整備課HPの「産業廃棄物処理業者名簿」をご覧いただくか、一般社団法人沖縄県産業廃棄物協会（TEL098-878-9360）にお問い合わせください。
処理を委託する産業廃棄物の種類が、処理業者の事業範囲（種類、処理方法）に含まれているか確認し、予め委託契約を交わした上で委託してください。
※詳しくは「産業廃棄物適正処理ガイドブック」（20頁）をご覧ください。
(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/panfuleto.html>)

Q 2：マニフェストを紛失してしまいました。どうすればよいか？

A 2：マニフェストには再発行制度がないことから、収集運搬業者又は処分業者がそれぞれ保管しているB票やC票の写しをもらい、必要事項を記入して保管してください。

Q 3：期限を過ぎてもマニフェストが送付されてこないのですが、どうすればよいか？

A 3：ただちに現場の処理状況等を確認する必要があります。廃棄物が処理されず保管されていた場合は委託した廃棄物の回収又は再委託等の措置を講じた上で、送付期限であった日から30日内に都道府県知事等に「措置状況等報告書」を提出しなければなりません。

Q 4：マニフェストはどこで入手できるか？

A 4：全国の産業廃棄物協会等で有償配布しています。
一般社団法人沖縄県産業廃棄物協会（TEL098-878-9360）にお問い合わせください。

Q 5：県HPの許可業者一覧で確認したところ、処理を委託している業者の許可の有効期限が切れているが問題ないか？

A 5：廃棄物処理法第14条第3項で、許可の有効期限までに更新の申請を行えば、その申請に対する許可・不許可の処分が下されるまでの間は許可の効力是有効です。許可が有効かどうかは当該業者が保健所に提出した更新申請書

の写し(保健所の受付印付き)をもらうなどして、申請中であることを確認の上、契約してください。

更新手続きを行っているにも係わらず、許可期限から半年以上経っている場合には、何らかの指導を受けている場合があるので、県環境整備課又は管轄保健所に詳細をお問い合わせください。

Q 6 : 県では処理状況の実地確認を義務づけているか？

A 6 : 廃棄物処理法第12条第7項では、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物の処理状況に関する確認を行い、適正処理を確認しなければならないとしています。県では条例等での義務付けは行っていませんが、その規定に従って、定期的に実地確認をするよう指導しています。

Q 7 : 処理業者から処理施設の故障があり、再委託して良いか電話連絡があつたが、再委託は可能か？

A 7 : 再委託は原則禁止ですが、定められた基準に従い委託する場合は可能です。再委託を行う際には、書面による承諾が必要になります。

再委託する理由をきちんと確認した上で、承諾してください。

※詳しくは「産業廃棄物適正処理ガイドブック」(21頁)をご覧ください。

(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/panfuleto.html>)

Q 8 : 離島から沖縄本島又は県外に廃棄物を搬出する場合、各区間の運搬業者との契約書を1つの書面にまとめてよいか？

A 8 : 区間委託を行う場合、排出事業者とそれぞれの運搬業者が一同に会して締結することを前提に、1つの委託契約書にまとめることを認めています。ただし、処分の委託については、運搬業者が別途処分業の許可を有している場合を除き、別々に契約が必要です。

Q 9 : 廃棄物を再生利用している者に引き渡す場合、マニフェストの交付は必要か？

A 9 : 再生利用する者に引き渡すまでは廃棄物に該当するので、引き渡すまでの経路についてマニフェストの交付と保管が必要です。また有価物として売却する場合にはマニフェストの交付は不要ですが、確実に再利用されることを充分に確認する必要があります。

Q10：特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しているが、届出は必要か？

A10：届出義務はありません（※以下の場合を除く）。

保管場所の表示等にきちんと管理責任者を明記してください。

※PCB廃棄物を保管している事業者等については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、毎年度6月30日までに提出する保管状況等報告の中で届出が必要です。詳しくは環境整備課HPをご覧ください。

（<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/sangyo pcb-todokede.html>）

Q11：特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しているが、2つの事業場を併任させることは可能か？

A11：特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行わせるために各事業場毎に設置しなければなりません。各事業場がさほど遠くなく、業務を充分に監督できる場合には併任も可能と考えますが、離島間などで監督が充分にできない場合には兼任できません。

Q12：精密機器等の特殊な機器を処理するには、産業廃棄物のどの品目として処分すればよいか？

A12：原材料や含有物質（重金属等）について、製造メーカーに問合せるなどして把握する必要があります。製造メーカーが把握できない場合には、検査機関に分析を依頼し、原材料や含有物質（重金属等）の使用の有無を確認し適正処理することが必要になります。

※「廃棄物情報の提供に係るガイドライン（環境省 平成25年6月）」

Q13：県内の最終処分場の状況はどうなっているのか？

A13：安定型最終処分場（※1）は残存容量に余裕がありますが、管理型最終処分場（※2）は残存容量がひっ迫した状態となっています。近年では宮崎県や熊本県等の県外への搬出も行われています。県では、そのような実情を踏まえ、公共が関与した公共関与最終処分場の建設を進めています。

詳細は、別掲の「県内の産業廃棄物最終処分場及び焼却施設の許可状況」を参照してください。

※1 安定型最終処分場：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を処分

※2 管理型最終処分場：燃えがら、汚泥、木くずなど安定型以外の品目を処分(有害物質を一定以上含むものを除く。)

Q14：道路建設工事から出る建設汚泥を現場内で埋め戻し材として利用したいが、県との調整は必要か？

A14：必要です。県では、建設汚泥の自ら利用の際には、所定の様式で作成した利用計画書の提出を求め、事前の協議を義務づけています。また、その中で六価クロムの分析等を義務づけています。

Q15：工事で出たコンクリート破片を自己所有地の埋め戻し材として利用したいが問題ないか？

A15：建設工事から出たコンクリート片はがれき類になりますが、そのまま埋め立てた場合には不適正処理として指導を受けることになります。再利用するには、廃棄物ではなく資材としての品質を満たしていることが必要です。一般的には、破碎一粒度調整(20~40mm程度)の工程を経たものと考えており、沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる材)の認定基準を一つの目安と考えています。

※ 沖縄県リサイクル資材評価認定制度については、土木建築部技術・建設業課へお問い合わせ下さい。

Q16：製造業から出てきた汚泥を別のヤードで保管したいが手続きは必要か？

A16：必要ありません。

法では建設工事から出た産業廃棄物を排出事業所外で保管する場合には保管を行う14日前までに「事業場外保管届」を義務づけていますが、この場合は建設工事からの物でないため、届出は必要ありません。

ただし、他の場所から運搬してきた廃棄物を保管する行為は、積替え保管に該当し、積替え保管に係る保管基準が適用されますので、予め運搬先が決まっていることや掲示板の設置等を遵守してください。

※詳しくは「産業廃棄物適正処理ガイドブック」(15頁)をご覧ください。

(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/panfuleto.html>)

Q17：廃棄物を県外で処理する場合、特別な手続きが必要か？

A17：沖縄県との調整は必要ありません。

ただし、他自治体の多くは、条例や要綱等で受け入れに係る事前協議の手続きを定めていることが多く、その場合には事前に受入先の都道府県知事

等の承認を受ける必要があります。なお、当県では他県からの受入に係る事前協議制度は設けていません。

Q18：石綿を含む産業廃棄物の処理を行いたいがどうすればよいか？

A18：石綿を含む廃棄物は、2つに分けられています。

吹き付けされた石綿、保温材・断熱材として利用された石綿は、飛散性の廃石綿等と呼び、特別管理産業廃棄物として処理されます。また、飛散性が無く、石綿を原料として製造され、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものを非飛散性の石綿含有産業廃棄物と呼び、普通の産業廃棄物として処理されます。県内では特別管理産業廃棄物(廃石綿等)の許可を受けた処分業者はいませんので全量県外で処理されています。石綿含有産業廃棄物は二重梱包等の飛散防止を講じた上で、県内の安定型最終処分場で埋立処理されています。

なお、県外で処理された廃石綿等の処理量は報告制度が無いこともあり、把握されていません。

※ 廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の処理業者については環境整備課HP「産業廃棄物処理業者名簿」をご覧いただくか一般社団法人沖縄県産業廃棄物協会 (TEL098-878-9360)にお問い合わせください。

Q19：沖縄県の独自の条例や要綱はあるか？また、改正はあるか？

A19：(1) 沖縄県独自に制定した条例はありません。

(例えば、県外廃棄物の搬入に係る事前協議、15条施設の技術管理者や特別管理産業廃棄物管理責任者の届出、排出事業者が行う廃棄物の処理状況に関する実地確認に係る条例等は定めていません。廃掃法の規定を遵守してください。)

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(平成4年11月17日 規則第61号 最終改正：平成8年2月9日)

※沖縄県HP－県政情報－例規・条例－法規集を御覧ください。

(3) 沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱

(平成21年4月1日 最終改正：平成23年4月1日)

Q20：許可申請の内容を情報公開条例によって開示請求した場合、全て開示できるか？

A20：内容によっては、開示しないものがあります。開示しない内容には以下の

ものが挙げられます。目的とする内容が得られない場合もありますので、開示請求を行う前にご相談ください。

- ①個人の関する情報（生年月日、住所、本籍、住民票等）
- ②法人等に関するもの（資産や納税等の状況、申請者の印影）
- ③条例が適用されない文書（土地の登記簿謄本）
- ④生産技術上のノウハウ等に関する書類（事業の用に供する施設の構造図、図面及び写真等）